

地区計画の区域内における地区施設の利活用及び維持管理に関する運用指針

(令和 6 年 2 月 19 日 都市整備局長決裁)

(目的)

第 1 条 この取扱いは、地区計画の区域内における都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区施設の利活用及び維持管理に関する運用指針を定めることにより、良好な都市環境の創出及び維持を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この取扱いで使用する用語の意義は、都市計画法、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）で規定する用語の例による。

(対象地区施設)

第 3 条 この取扱いの対象は、都市計画法第 12 条の 5 第 2 項 1 号イに規定する地区施設のうち、次に掲げるものを除いた地区施設とする。

- (1) 国又は地方公共団体により管理をされているもの
- (2) 建築基準法第 59 条の 2 に定める空地内のもの
- (3) 仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月策定、令和 4 年 6 月変更）に基づき設置する公共的空間内のもの
- (4) 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 36 条に基づき指定する都市再生特別地区内のもの
- (5) 緑地

(地区施設の維持管理)

第 4 条 地区施設は、その機能を維持するため、地区施設の管理者（地区施設の日常の維持管理、保守点検等を実施し、管理する者をいう。以下「管理者」という。）がその責任と負担において、当該地区施設を定める地区計画の目標及び方針に即し、歩行者の自由な通行又は利用など、一般に開放されるものとして維持管理を行うものとする。

(地区施設の占用)

第 5 条 地区施設は、地区施設の一部を占用する者（以下「占用者」という。）の占用行為が、当該地区施設を定める地区計画の目標及び方針に即し、歩行者の自由な通行又は利用など、一般に開放されるものとして地区施設の機能に支障がなく、かつ地区の賑わい形成に資するものに限り、占用を可能とする。

2 占用者は、地区施設の利活用に支障のないよう、現行の歩行者通行量への対応に留まらず、占用により変化する通行量も考慮して、占用に対する総合的な安全対策を講じるものとする。

3 占用者は、地区施設の一部を占用する場合、管理者から同意を得るものとする。ただし、管理者が占用する場合を除く。

(地区施設の占用の要件)

第6条 歩行者の自由な通行又は利用にあたっては、道路、公園、広場その他の公共空地の内、車道、植栽、建築物、工作物、仮設建築物及び仮設工作物を除いた歩行者の用に供する部分の幅員が、既設の歩道等と併せて3メートル以上確保できるものとする。

(仮設建築物・仮設工作物の一時占有の届出)

第7条 占有者は、仮設建築物・仮設工作物の設置を伴う一時的な占有を行う場合は、事前に市長へ届け出るものとする。

(地区施設の利用料金の公表)

第8条 管理者は、地区施設の占有に対する占用料を徴収する場合は、その料金体系をあらかじめ公表するものとする。

(市長への報告)

第9条 市長は、地区施設の維持管理又は占有の状況について疑義があるときは、占有者及び管理者に対し、報告を求めることができる。

(委任)

第10条 この取扱いの実施に関して必要な事項は、計画部長が別に定める。

附 則

この取扱いは、令和6年4月1日から実施する。

参考様式

地区施設の占有に関する同意書

年 月 日

(占有者) 様

(地区施設の管理者)

_____ 地区計画 の地区施設の占有に同意します。

【地区施設概要】

地区施設名：

所在地：

【占有行為概要】

占有内容：

期間：

面積：

【占有者情報】

代表者名：

住所：

連絡先：